

入江・置田法律事務所 報酬規定

I 法律相談等

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額
1 法律相談	初回法律相談料	無料（複雑・特殊な場合は 30 分ごとに 5000 円で上限 1 万円）
	2 回目以降	30 分ごとに 5000 円以上 2 万 5000 円以下
2 書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは 10 万円から 30 万円の範囲内の額

II 民事事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額
1 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件	着手金	事件の経済的な利益の額 300 万円以下 8% 300 万円を超え 3000 万円以下 5%+9 万円 3000 万円を超え 3 億円以下 3%+69 万円 3 億円を超える場合 2%+369 万円 ※着手金の最低額は 10 万円 ※事件の内容により 30%の範囲内で増減できる
	報酬金	事件の経済的利益の額が 300 万円以下 16% 300 万円を超え 3000 万円以下 10%+18 万円 3000 万円を超え 3 億円以下 6%+138 万円 3 億円を超える場合 4%+738 万円 ※事件の内容により 30%の範囲内で増減できる
2 調停事件及び示談交渉事件	着手金 報酬金	1 に準ずる。ただし、それぞれの額を 3 分の 2 に減額することができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1 又は 5 の額の 2 分の 1 ※着手金の最低額は 10 万円
3 契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 300 万円以下 2% 300 万円を超え 3000 万円以下 1%+3 万円 3000 万円を超え 3 億円以下 0.5%+18 万円

		<p>3億円を超える場合 0.3%+78万円</p> <p>※着手金の最低額は10万円</p> <p>※事件の内容により30%の範囲内で増減できる</p>
	報酬金	<p>事件の経済的な利益の額が</p> <p>300万円以下 4%</p> <p>300万円を超え3000万円以下 2%+6万円</p> <p>3000万円を超え3億円以下 1%+36万円</p> <p>3億円を超える場合 0.6%+156万円</p> <p>※事件の内容により30%の範囲内で増減できる</p>
4 督促手続事件	着手金	<p>事件の経済的な利益の額が</p> <p>300万円以下 2%</p> <p>300万円を超え3000万円以下 1%+3万円</p> <p>3000万円を超え3億円以下 0.5%+18万円</p> <p>3億円を超える場合 0.3%+78万円</p> <p>※訴訟に移行した時の着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする。</p> <p>※着手金の最低額は5万円</p> <p>※事件の内容により30%の範囲内で増減できる</p>
	報酬金	<p>1又は5の額の2分の1</p> <p>※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求ができる。</p>
5 手形・小切手訴訟事件	着手金	<p>事件の経済的な利益の額が</p> <p>300万円以下 4%</p> <p>300万円を超え3000万円以下 2.5%+4.5万円</p> <p>3000万円を超え3億円以下 1.5%+34.5万円</p> <p>3億円を超える場合 1%+184.5万円</p> <p>※訴訟に移行した時の着手金は、1又は5の額と上記の額の差額とする。</p> <p>※着手金の最低額は5万円</p> <p>※事件の内容により30%の範囲内で増減できる</p>
	報酬金	<p>事件の経済的な利益の額が</p> <p>300万円以下 8%</p> <p>300万円を超え3000万円以下 5%+9万円</p> <p>3000万円を超え3億円以下 3%+69万円</p> <p>3億円を超える場合 2%+369万円</p>

			※事件の内容により 30%の範囲内で増減できる
6 離婚事件	調停事件・交渉事件	着手金 報酬金	それぞれ 20 万円から 50 万円の範囲内の額 ※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の 2 分の 1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1 又は 2 による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。
	訴訟事件	着手金 報酬金	それぞれ 30 万円から 60 万円の範囲内の額 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は上記の額の 2 分の 1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1 又は 2 による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。
7 境界に関する事件		着手金 報酬金	それぞれ 30 万円から 60 万円の範囲内の額 ※1の額が上記の額より上回るときは、1による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。 ※調停及び示談交渉事件の場合は、上記の額又は1の額を、それぞれ 3 分の 2 に減額することができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、上記の額又は1の額の、それぞれ 2 分の 1
8 借地非訟事件		着手金	借地権の額が 5000 万円以下の場合 20 万円から 50 万円の範囲内 (『標準となる額』)
			借地権の額が 5000 万円を超える場合 上記の『標準となる額』に 5000 万円を超える部分の 0.5%を加算した額

	報酬金	申立人の場合	申立ての認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
			相手方の介入権認容	財産上の給付額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
		相手方の場合	申立ての却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。
			賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。
			財産上の給付の認容	財産上の給付額を経済的利益の額として、1による。
		<p>※調停事件は8に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。</p> <p>※示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、8の着手金の額の2分の1</p>		
9 保全命令申立事件等	着手金	1の着手金の額の2分の1。審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の額の3分の2。 ※着手金の最低額は10万円	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。	
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たとき 1の報酬金の額の3分の1 本案の目的を達したとき 1の報酬金に準ずる		
10	民事執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1	※本案事件と併せて受任した

民事執行事件		報酬金	1の報酬金の額の4分の1	ときでも本案事件とは別に受けることができる。 この場合の着手金は、1の3分の1 ※着手金の最低額は5万円。
	執行停止事件	着手金	1の着手金の額の2分の1	
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1	
11-1 破産・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の自己破産 50万円以上 (2)非事業者の自己破産 20万円以上 (3)自己破産以外の破産 50万円以上 (4)会社整理 100万円以上 (5)特別清算 100万円以上 (6)会社更生 200万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※免責申立事件（免責異議申立事件を含む）のみを受任した場合の着手金は左の着手金の額の2分の1、報酬金は左の報酬金の算定方法を準用する	
		報酬金	1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する） ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。	
11-2 民事再生事件		着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並	※保全事件の弁護士報酬は着

		<p>びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1)事業者 100万円以上</p> <p>(2)非事業者 30万円以上</p> <p>(3)小規模個人及び給与所得者等 20万円以上</p>	<p>手金に含まれる。</p> <p>※民事再生法 235 条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む）の着手金は、左の着手金(2)、(3)の2分の1、報酬金は、左の報酬金の算定方法を準用する。</p>
	執務報酬	<p>再生手続き開始決定を受けた後民事再生手続きが終了するまでの執務の対価として、協議により、執務量及び着手金又は報酬金の額を考慮した上で、月額で定める報酬を受けることができる。</p>	
	報酬金	<p>1に準ずる（この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。）</p> <p>ただし、再生計画認可決定を受けたときに限り受けることができる。</p>	
12 任意整理事件 (11の各事件に該当しない債務整理事件)	着手金	<p>資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>(1)事業者の任意整理 50万円以上</p> <p>(2)非事業者の任意整理 20万円以上</p>	
	報酬金	<p>イ 事件が清算により終了したとき</p> <p>(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額(債務の弁済に供すべき金員</p>	

		<p>又は代物弁済に供すべき資産の価額。以下同じ)につき</p> <p>500万円以下の場合 15%</p> <p>500万円を超え1000万円以下 10%+25万円</p> <p>1000万円を超え5000万円以下 8%+45万円</p> <p>5000万円を超え1億円以下 6%+145万円</p> <p>1億円を超える場合 5%+245万円</p> <p>(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき</p> <p>5000万円以下の場合 3%</p> <p>5000万円を超え1億円以下 2%+50万円</p> <p>1億円を超える場合 1%+150万円</p> <p>ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる。</p> <p>ハ 事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イロに定めるほか、相応の報酬金を受けることができる。</p>	
13 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求その他の不服申立事件	着手金	1の着手金の額の3分の2の額	<p>※審尋又は口頭審理等を経たときは、1に準ずる。</p> <p>※着手金の最低額は10万円</p>
	報酬金	1の報酬金の額の2分の1の額	

Ⅲ 刑事事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額		
1 起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいう。以下同じ)の事案簡明な刑事事件	着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額		
	報酬金	起訴前	不起訴	20万円から50万円の範囲内の額
			求略式命令	上記の額を超えない額
		起訴	刑の執行猶予	20万円から50万円の範囲内の額

		後	求刑された 刑が軽減さ れた場合	上記の額を超えない額
	<p>※同一弁護士が起訴前に受任した事件を基礎語も引き続き受任するときは、1の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。</p> <p>※同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。</p> <p>※検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、費やした時間・執務量を考慮したうえで、1による。</p>			
2 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び最新事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上		
	報酬金	起訴前	不起訴	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
			求略式命令	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
	起訴後	無罪	50万円を最低額とする一定額以上	
		刑の執行猶予	20万円から50万円の範囲内の一定額以上	
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額	
		検察官上訴が棄却された場合	20万円から50万円の範囲内の一定額以上	
<p>※同一弁護士が起訴前に受任した事件を基礎語も引き続き受任するときは、1の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とする。</p> <p>※同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。</p> <p>※検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、費やした時間・執務量を考慮したうえで、1による。</p>				
3 再審請求事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上		
	報酬金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上		

4 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着手金報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる。
5 告訴・告発。検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着手金	1 件につき 10 万円以上
	報酬金	依頼者との協議により受けることができる。

IV 少年事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	
1 家庭裁判所送致前及び送致後 2 抗告・再抗告及び保護処分の取消	着手金	それぞれ 20 万円から 50 万円の範囲内の額	
		非行事実なしに基づく 審判不開始 又は不処分	20 万円から 50 万円の範囲内の一定額以上
		その他	20 万円から 50 万円の範囲内の額
<p>※家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額することができる。</p> <p>※同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。</p> <p>※追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一軒当たりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。</p> <p>※逆送致事件は、刑事事件の 1 及び 2 による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。</p>			

V 裁判上の手数料

事件等（手数料の項目）	分類	弁護士報酬の額（手数料額）
1 証拠保全（本案事件を併せて受	基本	20 万円に民事事件の 1 により算定された額の 10% を加算した額

任したときでも 本案事件の着手 金と別に受ける ことができる)	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
2 即決和解（本手 数料を受けたと きは、契約書その 他の文書を作成 しても、その手数 料を別に請求す ることができな い）	示談交渉を要しな い場合	経済的な利益の額が 300 万円以下 10 万円 300 万円を超え 3000 万円以下 1%+7 万円 3000 万円を超え 3 億円以下 0.5%+22 万円 3 億円を超える場合 0.3%+82 万円
	示談交渉を要する 場合	示談交渉事件として、民事事件の 2、6 ないし 8 による。
3 公示催告		2 の示談交渉を要しない場合と同額
4 倒産整理事件 の債権届出	基本	5 万円から 10 万円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
5 簡易な家事審 判（家事事件手続 法第 39 条別表 第 1 に属する家 事審判事件で事 案簡明なもの）		10 万円から 20 万円の範囲内の額

VI 裁判外の手数料

1 法律関係調査 （事実関係調査 を含む）	基本	5 万円から 20 万円の範囲内の額	
	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
2 契約書類及び これに準ずる書 類の作成	定型	経済的利 益の額が 1000 万円 未満のも の	5 万円から 10 万円の範囲内の額
		経済的利 益の額が 1000 万円 以上 1 億	10 万円から 30 万円の範囲内の額

		円未満のもの	
		経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上
	非定型	基本	経済的利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下 0.3%+28万円 3億円を超える場合 0.1%+88万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。
3 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	1万円から3万円の範囲内の額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	3万円から5万円の範囲内の額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
4 遺言書作成	定型		10万円から20万円の範囲内の額
	非定型	基本	経済的利益の額が 300万円以下の場合 20万円 300万円を超え3000万円以下 1%+17万円 3000万円を超え3億円以下 0.3%+38万円 3億円を超える場合 0.1%+98万円
		特に複雑	

		又は特殊な事情がある場合	
		公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。
5 遺言執行	基本	経済的利益の額が 300万円以下の場合 30万円 300万円を超え3000万円以下 2%+24万円 3000万円を超え3億円以下 1%+54万円 3億円を超える場合 0.5%+204万円	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額	
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。	
6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下の場合 4% 1000万円を超え2000万円以下 3%+10万円 2000万円を超え1億円以下 2%+30万円 1億円を超え2億円以下 1%+130万円 2億円を超え20億円以下 0.5%+230万円 20億円を超える場合 0.3%+630万円 ※最低額は合併又は分割については200万円、通常清算については100万円、その他の手続については10万円とする。	
7 会社設立等以外の登記等	申請手続	1件 5万円	
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1000円	
8 株主総会等指導	基本	30万円以上	
	総会準備も指導する場合	50万円以上	

9 現物出資等証明（会社法 33 条 10 項 3 号に基づく証明）	1 件 30 万円 ※出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。
1 0 簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）	給付金額が 150 万円以下の場合 3 万円 150 万円を超える場合 給付金額の 2% ※ 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。
1 1 任意後見及び財産管理・身上監護	<p>(1)契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他（依頼者の財産管理又は身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料 1 を準用する。</p> <p>(2)契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬 (イ)日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合 月額 5000 円から 5 万円の範囲内 (ロ)上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合 月額 3 万円から 10 万円の範囲内 ただし、不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けることができる。</p> <p>(3)契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料 1 回あたり 5000 円から 3 万円の範囲内</p>

VII その他

報酬の種類	区分	弁護士報酬の額
顧問料	事業者の場合	月額 5 万円以上
	非事業者の場合	年額 6 万円(月額 5000 円)以上
日当	半日	3 万円以上 5 万円以下
	一日	5 万円以上 10 万円以下
	※半日：往復 2 時間を超え 4 時間まで 一日：往復 4 時間を超える場合	

